

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年1月19日 03時10分ごろ
発生場所	北海道森町砂原漁港東方の海岸 砂原港北外防波堤灯台から真方位136°300m付近 (概位 北緯42°07.6′ 東経140°41.5′)
事故の概要	漁船第五十一幸徳丸は、被えい航準備作業中、海岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年3月21日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五十一幸徳丸、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-22262（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底キールに亀裂
気象・海象	気象：天気 雪、風向 北、風力 3 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、機関故障により運航不能となったので、僚船にえい航されて砂原漁港に向かった。 本船は、砂原漁港付近において、入港に備え、サイドスラストを装備した別の僚船にえい航を交代するためにえい航索を外し、同船とえい航索を取ろうとして時間を要しているうちに北の風に圧流され、砂原漁港東方の海岸に乗り揚げた。
分析	本船は、砂原漁港東方沖において、航行不能の状態 で被えい航準備作業中、北の風に圧流されたことから、砂原漁港東方の海岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、砂原漁港東方沖において、航行不能の状態 で被えい航準備作業中、北の風に圧流されたため、砂原漁港東方の海岸に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・洋上で被えい航準備をする際は、陸岸までの距離、風や波に十分留意し、できる限り速やかに作業を行うことが望ましい。